

札幌第 4135 号  
令和 7 年（2025 年）2 月 7 日

市内障害者支援施設  
市内共同生活援助事業所  
施設長・管理者 各位

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長

### 札幌市における地域連携推進会議の進め方について（通知）

日頃から本市の障がい保健福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者支援施設及び共同生活援助事業所（以下「施設等」という）において、地域との連携により、①利用者と地域との関係づくり、②地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進、③施設等の透明性・サービスの質の確保、④利用者の権利擁護のため、外部の者が参画する地域連携推進会議の開催及び地域連携推進会議の構成員が施設等を見学する機会を設けることが義務付けられました（令和 6 年度は経過措置による努力義務、令和 7 年度以降は義務）。

会議の開催等については、厚生労働省が「地域連携推進会議の手引き」を示していますが、札幌市においては、別紙「札幌市における地域連携推進会議の進め方」の中で、一部独自の取扱いを定めておりますので、施設等においては、各種資料を確認のうえ地域連携推進会議を運営してください。

地域連携推進会議の運営等に関するお問合せについては、別紙「10 お問合せ先」を御確認ください。

#### 【札幌市資料】

- ・札幌市における地域連携推進会議の進め方
- ・よくある質問（地域連携推進会議）
- ・札幌市様式 1：地域連携推進会議 議事録（札幌市様式・記載例）
- ・札幌市様式 2：地域連携推進会議 施設訪問記録（札幌市様式・記載例）

#### 【厚生労働省資料】

- ・地域連携推進会議の手引き
- ・資料 1：（事業所向け）地域連携推進会議の概要
- ・資料 2：会議進行例
- ・資料 3：（構成員向け説明資料）地域連携推進会議の概要
- ・資料 4：地域連携推進員の手引き
- ・資料 5：地域連携推進会議参加依頼文（フォーマット）

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部  
障がい福祉課運営指導係